

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和5年11月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託及び売払代金収納事務委託(単価契約)

(2) 業務内容

金属系ごみの資源化

区が不燃ごみ及び粗大ごみの中継所から搬出した金属系ごみを受託者作業施設にて引き取り、金属部分及びそれに付随するものを可能な限り資源化処理を行う。

破碎・分別処理等により生じた資源物の売り払い

本委託事業における破碎・分別処理等より生じた資源物については、受託者が独自に持つ販売経路や販売手法により適切に売り払うことができる場合、その売却益を区に還付すること。

実施報告の作成

受託者は一ヶ月の作業終了後、作業実績を区へ提出すること。

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間)

契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があり、かつ令和7年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

委託期間内に、国や都の環境行政に関する方針の変更、社会情勢の変化等が起きた場合には、委託期間が予定よりも早く終了することがありうる。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 応募事業者(関連団体も含む。)又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(6) 本事業を履行する上で必要な施設を有していること。

処理の種類「破碎」が可能であること。

「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」の処理が可能であること。

処理能力「10t/日」以上であること。

- (7) 搬入先の施設は東京二十三区内かつ希望丘中継所(世田谷区船橋7-21-15)を基点として最短道路距離が30Km以内にあること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

一次審査、二次審査ともに以下の基準で評価を行う。

- (1) 事業者の理念、事業目的の理解
- (2) 業務体制
- (3) 事業者の信頼性
- (4) 事業者の実績
- (5) 事業の具体的内容
- (6) 事業の実現性、効率性、将来性
- (7) 価格及び価格の妥当性

5 手続き等

- (1) 各書類の提出先及び交付窓口

〒156-0043

世田谷区松原6-3-5梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃リサイクル部事業課事業担当

電話番号：03-6304-3297

メールアドレス：SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

時間：土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

- (2) 募集説明書及び参加表明書の交付期間、方法及び場所

期 間

令和5年11月17日(金)～令和5年12月1日(金)午後5時まで

方 法

上記5(1)の窓口にて希望者に無償配布。世田谷区のホームページ([こちら](#))からもダウンロード可

- (3) 参加表明に関する提出書類、期限及び方法

提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
参加表明書	様式1	1部	参加志望の意向確認のための書類。 必要事項を記入し、 <u>代表者印</u> を押印すること。
産業廃棄物処分業許可証 (写し)		1部	
法人の事業経歴・概要	様式2	1部	できるだけ簡潔にまとめること。会社パンフレットも可とする。

期 限 令和5年12月1日(金)午後5時まで(必着)

方法 以下の .または .の方法で担当に提出すること。

なお、いずれも担当者に到着確認を行うこと。

I. 電子データ：上記5（1）に記載のメールアドレスに提出期限の午後5時まで必着。

II. 紙文書：上記5（1）に持参（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は、郵送（書留に限る。提出期限の午後5時まで必着）

招請通知 提出書類の内容を確認後、参加要件を満たす事業者に対しては、本件担当より提案書の招請通知を電子メールにて送付する。

（4）質問票の提出期限及び提出方法

募集内容について質問がある場合は、様式3「質問票」に質問事項を記入の上、電子メールで送信すること。

提出期限

令和5年12月5日（火）～令和5年12月11日（月）午後5時まで

回答方法

令和5年12月15日（金）までに、電子メールで回答する。

質問及び回答は質問者を伏せた上で、原則、全事業者に送付する。

（5）提案に関する提出書類、期限及び方法

提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
提案書提出届	様式4	1部	必要事項を記入し、代表者印を押印すること。
提案書	A4判 縦または横書き	正本1部 副本4部	副本には、提案書内に記載されている提案書事業者名について全てマスキング処理を施すこと。
見積書	様式自由	1部	消費税込みの金額を記載すること。

提出期限 令和6年1月9日（火）午後5時まで（必着）

提出方法 紙文書を上記5（1）に持参または郵送。

なお、提案書については上記5（1）に記載のメールアドレスに別途電子データを送付すること。その際はPDFファイルの形式で送付すること。

6 提案書の審査方法

項目4の評価基準に基づき、一次審査及び二次審査を実施する。審査においては、提案書、見積書、プレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

（1）一次審査

提出書類に基づき、審査を行い、二次審査対象者を2者程度に選定する。

（2）二次審査

提出された提案書の内容に基づき、応募事業者からのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング審査を行う。詳細は以下のとおり。

二次審査の日時については別途通知する。

プレゼンテーションは20分程度とし、プレゼンテーションに用いる資料は、公平性、公正性の観点から原則、提案書のみとするが、提案書の概要版は可とする。

ヒアリングは20分程度とするが、ヒアリングの内容によって延長になる場合が

ある。

プレゼンテーションを行う際に、提案書以外の資料（概要版）をプロジェクター等に投影して説明する場合は、故障や停電に備え、6部を紙で用意しておくこと。

使用するプロジェクター

機器名称：EPSON Offirio プロジェクター 型番：EB-S10

パソコン等の機器及びプロジェクターと接続するケーブル等必要な物は、事業者側で用意すること。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 下記8担当に同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- (9) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (12) 詳細は募集説明書による。
- (13) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。別紙をご確認ください。

8 担当

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階
世田谷区清掃・リサイクル部事業課 細井・白石・野口
電話 03-6304-3297

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型わく工	2,922円
普通作業員	2,540円	さく岩工	3,613円	大工	2,933円
軽作業員	1,785円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3,135円
造園工	2,529円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2,731円
法面工	3,220円	トンネル世話役	3,879円	はつり工	2,901円
とび工	3,177円	橋りょう特殊工	3,347円	防水工	3,485円
石工	3,145円	橋りょう塗装工	3,326円	板金工	3,262円
ブロック工	2,933円	橋りょう世話役	3,921円	サッシ工	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3,071円	内装工	3,167円
鉄筋工	3,082円	高級船員	3,549円	ガラス工	3,050円
鉄骨工	2,816円	普通船員	2,816円	ダクト工	2,752円
塗装工	3,326円	潜水士	4,814円	保温工	2,667円
溶接工	3,443円	潜水連絡員	3,496円	設備機械工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交通誘導員A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交通誘導員B	1,647円
潜かん工	3,411円	軌道工	5,536円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。